

断熱地域区分

都道府県名	地域区分			市区町村
	省令第2等 省令第4等	断熱等級 認定低炭素	トップランナー 基準	
北海道	I	1	I a	I b、II 以外の市町村（2、3 以外の市町村）
		2	I b	札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
青森県	II	3	II	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町
		4	III	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
		5	IVa	I b、III 以外の市町村（2、4 以外の市町村）
岩手県	I	2	I b	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
		3	II	I b、III 以外の市町村（2、4 以外の市町村）
		4	III	宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
宮城県	II	3	II	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）、
		4	III	II 以外の市町村（3 以外の市町村）
秋田県	II	3	II	III 以外の市町村（4 以外の市町村）
		4	III	秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、湯上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大湯村
山形県	II	3	II	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
		4	III	II 以外の市町村（3 以外の市町村）
福島県	II	3	II	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
		4	III	II、IVa 以外の市町村（3、5 以外の市町村）
		5	IVa	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
茨城県	III	4	III	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
		5	IVa	III、IVb、V 以外の市町村（4、6、7 以外の市町村）
		6	IVb	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
栃木県	II	3	II	日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、
		4	III	II、IVa 以外の市町村（3、5 以外の市町村）
		5	IVa	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町
群馬県	II	3	II	沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、
		4	III	II、IVa、IVb 以外の市町村（3、5、6 以外の市町村）
		5	IVa	前橋市、みどり市（旧東村（勢多郡）を除く。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市（旧黒保根村を除く。）、高崎市（旧倉瀬村を除く。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村を除く。）、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県	III	4	III	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
		5	IVa	III、IVb 以外の市町村（4、6 以外の市町村）
		6	IVb	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	IV	5	IVa	野田市、香取市（旧佐原市に限る。）、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、栄町、神崎町
		6	IVb	IVa、V 以外の市町村（5、7 以外の市町村）
		7	V	銚子市
東京都	III	4	III	奥多摩町
		5	IVa	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
		6	IVb	III、IVa、V 以外の市区町村（4、5、7 以外の市区町村）
神奈川県	IV	5	IVa	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
		6	IVb	清川村、秦野市、相模原市（旧相模原市を除く。）、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
		7	V	IVa 以外の市町村（5 以外の市町村）
新潟県	II	3	II	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
		4	III	II、IVa 以外の市町村（3、5 以外の市町村）
		5	IVa	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

都道府県名	地域区分			市区町村			
	省I等級2 省I等級4	断熱等級 認定低炭素	トップランナー 基準				
富山県	Ⅲ	4	Ⅲ	富山市（旧大沢野町、旧大山村、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町			
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ以外の市町村（4以外の市町村）			
石川県	Ⅲ	4	Ⅲ	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、			
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）			
福井県	Ⅲ	4	Ⅲ	白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、金沢市、野々市市			
	Ⅳ	5	Ⅳa	大野市（旧和泉村に限る。）、			
		6	Ⅳb	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）			
山梨県	Ⅱ	3	Ⅱ	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）、			
	Ⅲ	4	Ⅲ	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村			
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅱ、Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（3、4、6以外の市町村）			
		6	Ⅳb	南部町（旧富沢町に限る。）、			
長野県	Ⅱ	3	Ⅱ	長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町			
				Ⅲ	4	Ⅲ	Ⅱ、Ⅳa以外の市町村（3、5以外の市町村）
				Ⅳ	5	Ⅳa	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
	岐阜県	Ⅱ	3	Ⅱ	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村		
Ⅲ		4	Ⅲ	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、惠那市（旧串原村、上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村			
Ⅳ		5	Ⅳa	Ⅱ、Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（3、4、6以外の市町村）			
		6	Ⅳb	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧根尾村を除く。）、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）、海津市、大垣市（旧上石津町を除く。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町			
静岡県	Ⅳ	5	Ⅳa	川根本町、浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町			
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）			
	Ⅴ	7	Ⅴ	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）、			
愛知県	Ⅲ	4	Ⅲ	豊田市（旧稲武町に限る。）、			
	Ⅳ	5	Ⅳa	豊田市（旧稲武町を除く。）、設楽町、豊根村、東栄町			
		6	Ⅳb	Ⅲ、Ⅳa以外の市町村（4、5以外の市町村）			
三重県	Ⅳ	5	Ⅳa	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市			
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）			
	Ⅴ	7	Ⅴ	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町			
滋賀県	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅳb以外の市町村（6以外の市町村）			
		6	Ⅳb	大津市（旧大津市に限る。）、			
京都府	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅳb以外の市町村（6以外の市町村）			
		6	Ⅳb	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町を除く。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町			
大阪府	Ⅳ	5	Ⅳa	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村			
		6	Ⅳb	Ⅳa以外の市町村（5以外の市町村）			
兵庫県	Ⅲ	4	Ⅲ	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、			
	Ⅳ	5	Ⅳa	姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町			
		6	Ⅳb	Ⅲ、Ⅳa以外の市町村（4、5以外の市町村）			
奈良県	Ⅲ	4	Ⅲ	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村			
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ以外の市町村（4以外の市町村）			
和歌山県	Ⅲ	4	Ⅲ	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町			
	Ⅳ	5	Ⅳa	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町			
		6	Ⅳb	Ⅲ、Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（4、5、7以外の市町村）			
	Ⅴ	7	Ⅴ	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町			
鳥取県	Ⅲ	4	Ⅲ	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町			
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）			
		6	Ⅳb	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町			

都道府県名	地域区分			市区町村
	省エネ等級2 省エネ等級4	断熱等級 認定低炭素	トップランナー 基準	
島根県	Ⅲ	4	Ⅲ	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）
		6	Ⅳb	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	Ⅲ	4	Ⅲ	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）
		6	Ⅳb	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	Ⅲ	4	Ⅲ	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
	Ⅳ	5	Ⅳa	Ⅲ、Ⅳb以外の市町村（4、6以外の市町村）
		6	Ⅳb	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和町、旧久井町を除く。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	Ⅳ	5	Ⅳa	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧由宇町を除く。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祿市
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	Ⅲ	4	Ⅲ	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
	Ⅳ	5	Ⅳa	三好市（旧東祖谷山村を除く。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧貞光町を除く。）
		6	Ⅳb	Ⅲ、Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（4、5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	牟岐町、美波町、海陽町
香川県	Ⅳ	6	Ⅳb	全ての市町村
愛媛県	Ⅳ	5	Ⅳa	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	Ⅲ	4	Ⅲ	いの町（旧本川村に限る。）
	Ⅳ	5	Ⅳa	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、椿原町
		6	Ⅳb	高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村
	Ⅴ	7	Ⅴ	Ⅲ、Ⅳa、Ⅳb以外の市町村（4、5、6以外の市町村）
福岡県	Ⅳ	5	Ⅳa	八女市（旧矢部村に限る。）
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
佐賀県	Ⅳ	6	Ⅳb	全ての市町村
長崎県	Ⅳ	5	Ⅳa	雲仙市（旧小浜町に限る。）
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	Ⅳ	5	Ⅳa	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	Ⅳ	5	Ⅳa	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧日田市を除く。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧挾間町を除く。）、日出町、九重町、玖珠町
		6	Ⅳb	Ⅳa、Ⅴ以外の市町村（5、7以外の市町村）
	Ⅴ	7	Ⅴ	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江村に限る。）
宮崎県	Ⅳ	5	Ⅳa	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
		6	Ⅳb	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧野尻町を除く。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	Ⅴ	7	Ⅴ	Ⅳa、Ⅳb以外の市町村（5、6以外の市町村）
鹿児島県	Ⅳ	6	Ⅳb	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
	Ⅴ	7	Ⅴ	Ⅳb以外の市町村（6以外の市町村）
沖縄県	Ⅵ	8	Ⅵ	全ての市町村
注意事項	<p>・この表は平成25年1月改正の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく省エネ基準をもとに住宅金融支援機構が編集・作成したものです。</p> <p>・この表に掲げる区域は平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものです。ただし括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものです。</p>			